

都道府県労働基準局労災主務課長 殿

労働省労働基準局補償課長

死亡した被災労働者が重婚的内縁関係にあった場合に係る保険給付の取扱いに
当たって留意すべき事項について

死亡した被災労働者(以下「被災者」という。)が、民法(明治29年法律第89号)第739条に規定する届出による婚姻関係(以下「届出による婚姻関係」という。)にあり、かつ、他の者と事実上の婚姻関係を有していたいわゆる重婚的内縁関係(以下「重婚的内縁関係」という。)にあった場合に係る労災保険給付の取扱いについては、平成10年10月30日付け基発第627号(以下「通達」という。)により指示されたところであるが、その運用に当たっては、下記の事項に留意の上、事務処理に遺憾なきを期されたい。

記

1 通達記の2に係る留意事項について

- (1) 通達記の2の(1)における「婚姻関係の形骸化及びその状態の固定化を容易に推認できるほどの長期間」とは、一般的に男女の同居生活を基本的形態とする婚姻関係が少なくとも外形上その実体を失っているものとされるには、相当期間の別居状態がその前提として不可欠であるという趣旨から、おおむね10年間以上の期間を指すものとする。

ただし、これはあくまでも目安としての期間であり、したがって、当該期間に関しては婚姻後、別居に至るまでの実質的な同居の期間、通達記の2の(2)、(3)における当事者間の具体的な状態等をも勘案した上で、弾力的に取り扱って差し支えないこと。

- (2) 通達記の2の(2)における「交流」とは、夫婦としての肉体的、精神的つながりをうかがわせるものを指し、したがって、例えば、単なる離婚の手続きに係わる話合いやその他生活上の必要から便宜的になされた電話連絡、書簡、訪問、あるいは、婚姻の破綻を前提としてなされている慰謝料、子の養育費等に準じた性質の金銭の授受等夫婦としてのつながりが認められないことが明らかなものについては、これに該当しないこと。

また、「音信不通又はそれに準じた状態」とは、当事者間において、一定期間継続した交流(必ずしも通達記の2の(1)の別居状態が継続している期間(以下「別居期間」という。)を通じての継続を要しない。)が、別居期間中に存在しないことを指すものであり、したがって、例えば、別居期間中、当事者の一方から数回にわたる電話、書簡による連絡又は訪問が一時的になされたにすぎないものについては、当該状態に当てはまるものとして取り扱って差し支えないこと。

- (3) 通達記の2の(3)における「正常な夫婦関係の回復、別居生活の解消を図るための継続した努

力」とは、同居の再開等を能動的に働きかける行為がこれに該当するものであり、したがって、例えば、夫婦関係の回復、別居生活の解消を積極的に望む意思がなく、単に一方の当事者からの離婚の申出を拒否するにとどまる場合はこれに該当しないこと。

また、「生活状態等からこれらの継続した努力が期待し得ない認められる場合」とは、具体的には、被災者が生前に行方不明となり別居状態が生じたが、被災者と届出による婚姻関係にあった者(以下「届出による婚姻関係にあった者」という。)に、生活費又は子供の養育費の捻出等のため、被災者の行方を捜索するだけの時間的・金銭的余裕がないまま歳月が経過した場合等をいうこと。

- (4) 調査の結果、当事者間において、既に離婚についての合意がなされていることが明らかであり、単に戸籍上の届出を行っていない場合については、通達記の2の(1)、(2)、(3)の要件にかかわらず、届出による婚姻がその実体を失って形骸化し、かつ、その状態が固定化して近い将来解消される見込みがなかったものとして取り扱って差し支えないこと。
- (5) 被災者と事実上の婚姻関係にあった者(以下「事実上の婚姻関係にあった者」という。)が、同時に他の者と届出による婚姻関係にある場合についても、通達記の2の(1)、(2)、(3)及び前記(1)、(2)、(3)、(4)により当該届出による婚姻関係が実体を失って形骸化し、かつ、その状態が固定化して近い将来解消される見込みがなかったか否かについて事実を確認した上で、当該事実上の婚姻関係にあった者が労災保険の受給権者として適当であるか否かの判断を行うこと。(別添中の2、3参照)

2 事実上の婚姻関係の存否の判断に係る留意事項について

- (1) 通達にいう「事実上の婚姻関係」とは、「婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情」つまり、民法(明治29年法律第89号)第739条に規定する婚姻の届出こそ欠いているものの、当事者間に社会通念上夫婦の共同生活と認められる事実関係を成立させようとする合意があり、かつ、当事者間に当該事実関係が存在することをいうものであること。
- (2) 事実上の婚姻関係の存否については、被災者と事実上の婚姻関係にあったとみられる者(以下「事実上の婚姻関係にあったとみられる者」という。)に係るおおむね次のような事実関係により総合的に判断すること。
 - イ 被災者の収入により生計を維持していること。
 - ロ 親族、近隣者、被災者の勤務先の同僚労働者等に、被災者との間柄が夫婦として認識されていること。
 - ハ 被災者と共同して、子供を養育していること(その子が、被災者と事実上の婚姻関係にあったとみられる者との間に生まれたものであるか否かを問わない)。
 - ニ 被災者の生前、その看病を行い、またその死亡後においては、葬儀の執行、遺骨の管理等通常配偶者の立場にある者として想定される行為を行っていること。
 - ホ 被災者が被保険者である生命保険、被災者の勤務先への届出等において、被扶養家族として取り扱われていること。
 - ヘ 被災者との同居地の市町村において当該被災者の住民登録が行われていること。
 - ト 被災者との共同生活を開始する際等に、結婚式、結婚披露宴等を行った事実が認められること。
- (3) 当該事実上の婚姻関係とみられる関係が反倫理的なものである場合、すなわち、民法第734条(近親婚の制限)、第735条(直系姻族間の婚姻禁止)又は第736条(養親子関係者間の婚姻禁止)の規定のいずれかに違反する場合等については、事実関係の如何を問わず、これを事実上の婚姻関係にあったものとしては取り扱わないこと。

3 実地調査等に当たっての留意事項について

被災者が重婚的内縁関係にあった場合に係わる保険給付に関する実地調査等に当たっては、上記1、2に掲げたものほか、特に次の事項に留意すること。

- (1) 原則として、届出による婚姻関係にあった者を受給権者とするものであることから、届出による婚姻関係にあった者が行方不明である等事実上の婚姻関係にあった者の受給権を認めることについて、後日届出による婚姻関係にあった者から異議が申し立てられる懸念がないと思われる事案についても、必ず届出による婚姻関係にあった者を調査の対象とした上で、当該届出による婚姻関係の形骸化及びその状態の固定化についての判断を行うこと。

なお、届出による婚姻関係にあった者の所在地が不明である場合については、被災者の戸籍の附票(住所基本台帳法(昭和42年法律第81号)第16条～第20条参照)により確認すること。

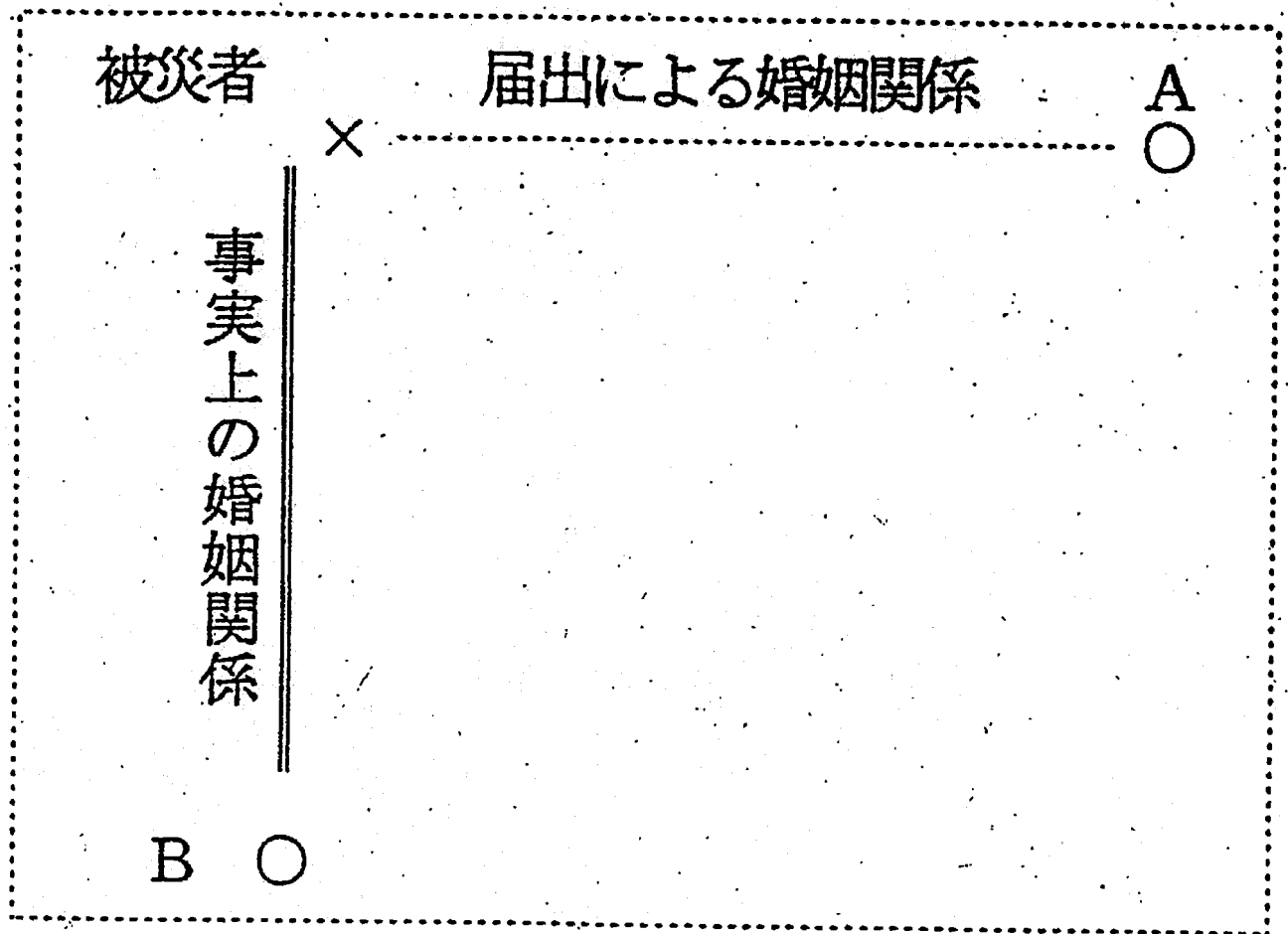
- (2) 調査に当たっては、届出による婚姻関係にあった者及び事実上の婚姻関係にあったとみられる者のみならず、これらの者及び被災者の父母・兄弟姉妹や近隣者、被災者の勤務先の事業主や同僚労働者、市町村役場等もその対象とすること。
- (3) 客観的資料の収集に努めることは当然であるが、事案の性質上、関係者からの聴取りが、判断を行うに当たっての材料として大きな比重を占めることが考えられることから、これを行うに際しては、具体的な聴取事項について事前に慎重な検討を行うこと。
- (4) 届出による婚姻関係にあった者と事実上の婚姻関係にあったとみられる者は、相互に利害関係の対立する立場にあることから、事実関係に関し陳述内容が異なることが多いことが予想されるが、両者の陳述内容が相違する場合には、必要に応じて再度聴取り等を実施した上で、特に慎重な比較検討、分析を行うこと。
- (5) 調査事項について、その性格上、個人のプライバシーに抵触する懸念のあるものが多いことが予想されるが、このような事項については、調査の必要性、把握の方法について組織的に検討するとともに(例えば、把握の方法について、把握すべき事項を聴取書に代えて、関係者が自主的に作成した申立書によって把握する等)、調査を実施する場合については、当該事項について調査することの必要性について、事前に関係者に対して十分に説明し理解を求める等慎重な取扱いに留意すること。

4 その他

- (1) 届出による婚姻関係の形骸化及びその状態の固定化、事実上の婚姻関係の存否、実地調査を行う上での調査事項の必要性や手法についての判断等をも含め、通達及び本事務連絡の取扱いにより判断し難いものについては、関係資料を添えて本省に協議すること。
- (2) 通達施行日以後の日において支給決定すべき事案については、通達及び本事務連絡により取り扱うこと。

別添

- 1 被災者が届出による婚姻関係にあり、かつ、他の者と事実上の婚姻関係とみられる関係にあった場合



○被災者、A間における届出による婚姻関係が実体を失って形骸化し、かつ、その状態が固定化して近い将来解消される見込みがない一方、B間において事実上の婚姻関係がある場合については、Bの受給権を認める。

- 2 被災者と事実上の婚姻関係にあったとみられる者が、他の者と届出による婚姻関係にある場合

被災者

×

事実上の婚姻関係

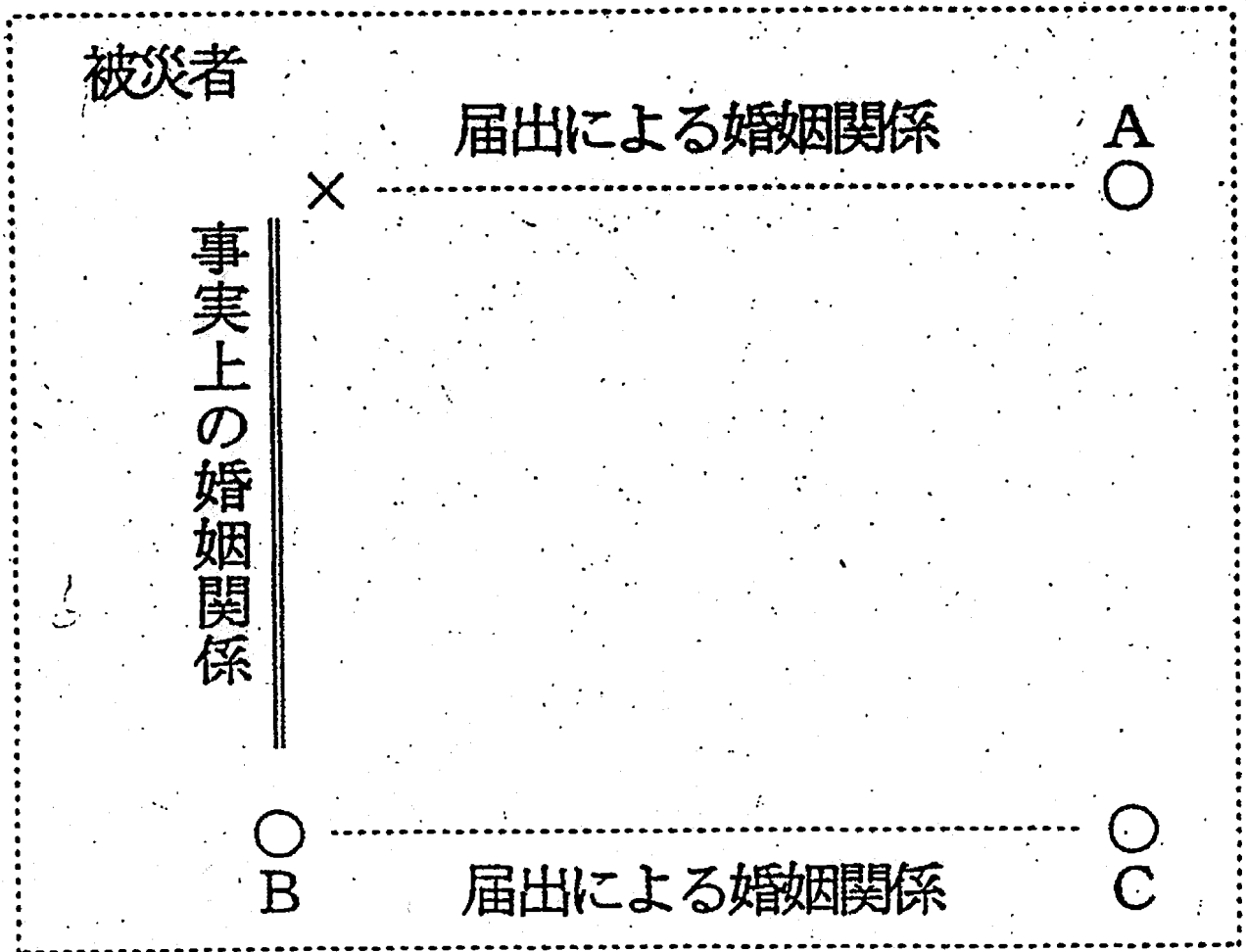
○
B

届出による婚姻関係

○
C

○被災者、B間において事実上の婚姻関係がある一方、B、C間における届出による婚姻関係が実体を失って形骸化し、かつ、その状態が固定化して近い将来解消される見込みがない場合については、Bの受給権を認める。

- 被災者が届出による婚姻関係にあり、かつ、他の者と事実上の婚姻関係にあったとみられるとともに、当該他の者が届出による婚姻関係にある場合



○被災者、A間及B、C間における届出による婚姻関係が双方とも実体を失って形骸化し、かつ、その状態が固定化して近い将来解消される見込みがない一方、被災者、B間において事実上の婚姻関係がある場合については、Bの受給権を認める。